

「(技術管理強化のための新たな官民対話スキーム)」に関する質問及び回答

	質 問	回 答
1.	<p>告示(経済産業省告示第七十八号)について</p> <p>①積層セラミックコンデンサに組み込まれるバインダー用樹脂の設計・製造に係る技術は、重要管理対象技術になりますか?</p> <p>②積層セラミックコンデンサの製造工程で使用されるが、製品には組み込まれない保護用フィルムの設計・製造に係る技術は、重要管理対象技術になりますか?</p> <p>③平滑用フィルムコンデンサ向けのフィルムの設計・製造に係る技術は、重要管理対象技術になりますか?</p> <p>④積層セラミックコンデンサの海外への販売において、営業的な会話の範疇で、積層セラミックコンデンサの設計・製造に係る公知でない技術情報を提供する場合があります。そのような技術提供も取引の類型行為に含まれますか?</p>	<p>個別の要素技術が重要管理対象技術に該当するかどうかは、ケースごとに異なりますので、一概にご回答することはできません。御社で具体的に想定されている案件があれば、個別にご相談ください。</p>
2.	<p>本学は外国籍の教職員も多く在籍しており、本件徹底のため英語版の説明書の発行を希望しますが、発行する予定はありませんでしょうか?</p>	<p>現時点では本制度に関する英語の説明資料は用意しておりませんが、頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
3.	<p>①対象技術によって製造される製品(本製品)を製造している海外顧客に対し、本製品の原料を輸出している場合、原料に関する技術(原料技術)を提供する可能性があります。原料技術が本製品の製造技術に結び付くならば、原料技術も対象技術と考えるべきでしょうか。</p> <p>②また、この場合は、本製品の製造移転・製造委託・ライセンス供与を行うものではなく、顧客に対する技術アドバイスであるので、取引の行為類型には当たらないと考えてよいでしょうか。</p>	<p>個別の要素技術が重要管理対象技術に該当するかどうかは、ケースごとに異なりますので、一概にご回答することはできません。御社で具体的に想定されている案件があれば、個別にご相談ください。</p>
4.	<p>対象技術の範囲に関する質問です。対象技術の一部を構成する技術を提供する場合(例えば、製造工程の一部に関する技術)は、当該技術の対象技術への寄与度等を考慮のうえ、対象技術に当たるか否かを判断すればよいでしょうか。それとも、少しでも設計または製造の技術が含まれている場合は、対象技術に当たることになるでしょうか。</p>	<p>寄与度が具体的に何を指すか明らかではありませんが、検討されている技術が告示する品目の設計・製造に必須不可欠な技術であれば該当し、他の製品含めて汎用的に使用される技術であれば該当しないというのが基本的な考え方です。御社で具体的に想定されている案件があれば、個別にご相談ください。</p>

	質 問	回 答
	後者の場合、製造移転・製造委託・ライセンス供与を行うものではなく、顧客に対する技術アドバイスも対象技術となってしまう可能性があるため、ビジネスに影響があることを懸念しております。	

以上